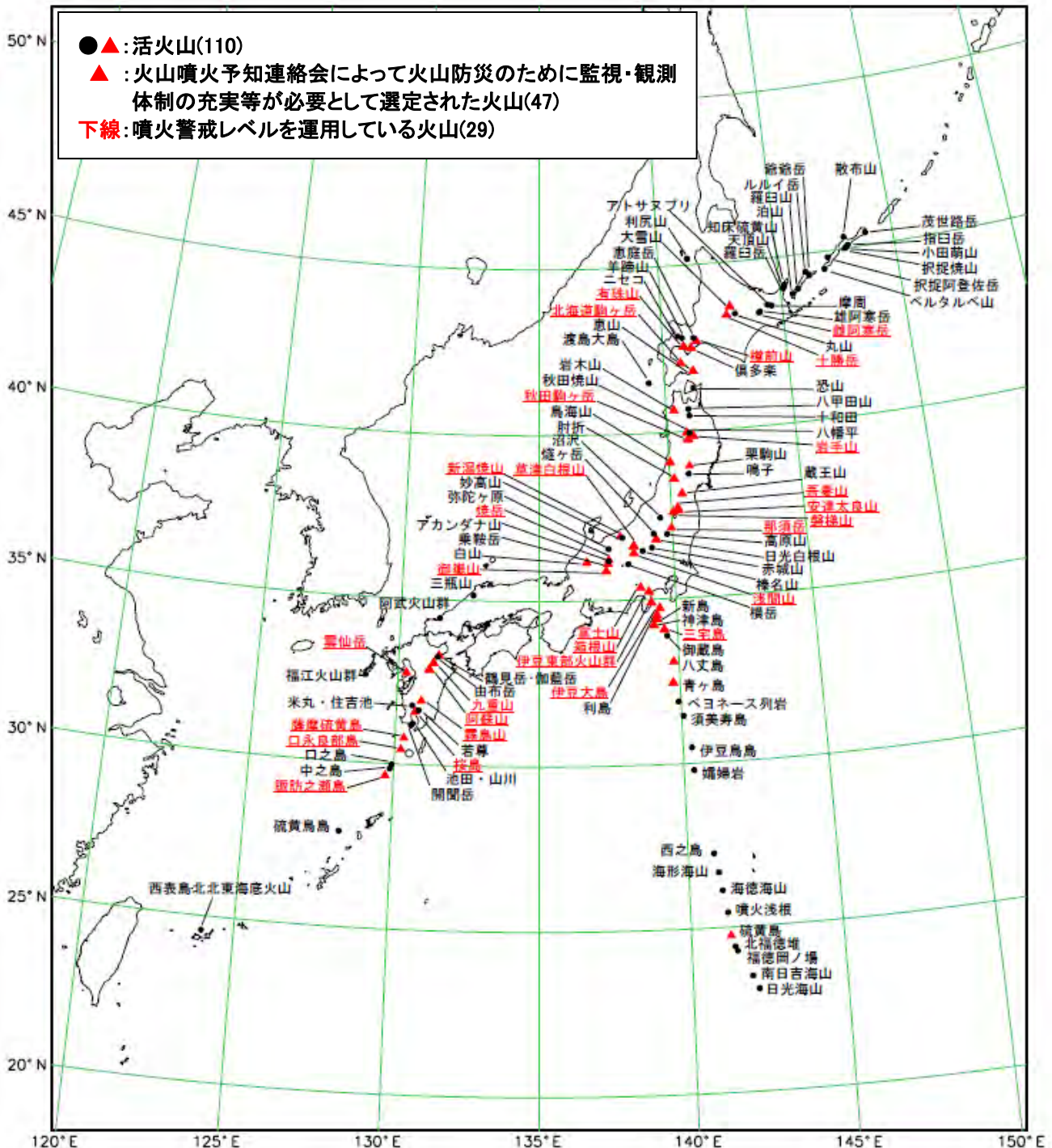


2. 全国の活火山（110 火山）



活火山の定義は、平成 15 年(2003 年)1月の火山噴火予知連絡会において「おおむね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とされ、これによって北方領土及び海底火山を含む 110 の活火山が選定されている。

さらに、平成 21 年6月の火山噴火予知連絡会において、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として 47 火山が選定された。これら 47 火山に対しては、気象庁が、関係機関の協力を得て、24 時間体制で火山活動の常時観測・監視を実施している。

また、各火山の地元の関係機関で構成される火山防災協議会において、噴火時等の防災対応(入山規制や避難勧告の対象範囲等)について平常時から共同で検討が行われており、検討結果が市長村の地域防災計画に反映された 29 火山では噴火警戒レベルを運用している。(平成 24 年3月現在)